

第 5 5 3 回広島地方最低賃金審議会  
議事録

広島労働局

広島地方最低賃金審議会

1 日 時 令和 6 年 6 月 28 日（金） 10 時 27 分～11 時 27 分

2 場 所 広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室

3 出席者

（公益代表委員）

岡田会長、酒井会長代理、中原委員、三井委員、村上委員

（労働者代表委員）

佐崎委員、戸村委員、橋本委員、林委員

（使用者代表委員）

池久保委員、巢守委員、中野委員、長谷川委員

（広島労働局）

釜石局長、木下労働基準部長、檀上賃金室長、重弘賃金室長補佐  
栗林賃金指導官、森川給付調査官、吉川労働基準監督官

4 議 事

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 広島県地方最低賃金審議会会議公開要綱の改正について
- (3) 広島県最低賃金改正決定に係る諮問について
- (4) 小委員会の運営について
- (5) 令和 6 年度の審議会の運営について
- (6) その他

3 閉 会

議事

## 重弘室長補佐

それでは、定刻より若干早いのですが、皆様そろわれましたので、ただ今より第 553 回広島地方最低賃金審議会を開会いたします。

本年最初の審議会となりますので、議事に入るまで、賃金室長補佐の重弘が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員 5 名中 5 名、労働者代表委員 5 名中 4 名、使用者代表委員 5 名中 4 名、計 13 名の委員に御出席いただいております。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する会議の定足数を満たし、本審議会は有効に成立、開催されていることを御報告申し上げます。

また、去る 6 月 14 日から 20 日までの間、本審議会の公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望者が 6 名おられ、本日は 5 名の方が傍聴されています。このことを御報告いたします。

なお、傍聴される方は、事前に説明しております遵守事項に従っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、広島労働局局長の釜石から御挨拶を申し上げます。

## 釜石労働局長

皆様おはようございます。広島労働局長の釜石です。

本日は、委員の皆様方には御多忙の中第 553 回広島地方最低賃金審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。また、平素より労働行政に御理解と御支援を賜っておりまして、厚く御礼申し上げます。

さて、中央では、6 月 25 日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に對しまして、本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての調査審議を求める諮問がなされました。

諮問に当たりましては、6 月 21 日に閣議決定されました新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版及び同日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針 2024 に配意した調査審議とするよう求められたところでございます。

これは、昨年は全国加重平均 1,004 円と、目指していた全国加重平均 1,000 円を超えた、それから、公労使三者で構成する最低賃金審議会での議論を積み重ね、2030 年代半ばまでに全国加重平均を 1,500 円とすることを目指す目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引上

げに向けた環境整備に取り組む、また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる、という3点を主旨としているものでございます。

中小企業・小規模事業場の賃金引上げに向けた環境整備につきましては、広島労働局といたしましても、生産性向上を支援する業務改善助成金の活用促進を図って、引き続き賃金引上げに向けた環境整備に取り組んでいくこととしております。

今後、中央最低賃金審議会から目安額が答申されました後は、広島県内の雇用、経済の状況等広島県の実情を踏まえつつ、充実した議論が行われるよう御期待申し上げるところでございます。

広島県における現下の大きな課題は、人材の県外への転出超過と考えておりまして、特に若者が県外に転出することなく、あるいは他県からむしろ戻ってきてもらって、広島県内で働くことが望まれる、このためには、賃金面においても魅力が上がるということが必要と考えておりまして、広島労働局といたしましても全力で取り組んでいきたいと考えてるとともに、本審議会の役割も大きなものがあると考えているところです。

原材料価格やエネルギー価格の高騰、物価の上昇等、経済情勢は厳しいものがあり、委員の皆さま方には大変御苦勞をおかけし恐縮ですが、御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶をいたします。よろしくお願いいたします。

## 重弘室長補佐

それでは、お手元の資料No.1「広島地方最低賃金審議会委員名簿」(第56期)」を御覧ください。

第56期の委員15名中、14名の委員は昨年度から引き続き就任されており、1名が新任されておりますことを御報告申し上げます。

また、本年度初回の審議会でございますので、議事に先立ち委員の皆様方を御紹介いたします。

名簿の順に、事務局からお名前を読み上げますので、その場で御起立願います。

(委員紹介・挨拶)

次に事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員紹介・挨拶)

なお、本日不在ですがもう一名、労働基準監督監察官の山崎がおりま

すので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日、お手元にお配りしております資料の御確認をお願いします。

まず、ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料の2部に分けてございます。1部目は、本体資料でございます。

資料No.1からNo.9-2まで、中央下の通し番号の1ページから18ページまででございます。

2部目は、水色の仕切り紙で仕切っております別冊資料でございます。

別冊資料No.1-1からNo.6-3まで、通し番号の1ページから126ページまででございます。

そして、冊子の資料として「最低賃金決定要覧（令和6年度版）」でございます。

以上、そろっておりますでしょうか。

### **重弘室長補佐**

続きまして、昨年度審議会の会長、会長代理の選出について、賃金室長の檀上から御報告申し上げます。

### **檀上室長**

昨年度任命された第56期公益代表委員から、会長に岡田委員、会長代理に酒井委員が選出されておりますが、任期は2年でございますので、今年度は改めて選出を行う必要はございません。今年度も引き続き、会長を岡田委員、会長代理を酒井委員にお願いすることとなります。

### **重弘室長補佐**

ただいま、檀上より御報告申し上げましたとおり、本年度の審議会も岡田会長、酒井会長代理により会務を総理していただくこととなります。

それでは、岡田会長・酒井会長代理から一言御挨拶をお願いいたします。

### **岡田会長**

岡田でございます、会長を拝命いたしました。今年度も、十分な議論を重ねて、審議を尽くしていきたいと考えておりますので、よろしくお

願いたします。以上でございます。

#### 酒井会長代理

会長代理に選出されております酒井でございます。会長を助けながら、皆様の御協力をいただきながら、今年度も進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 重弘室長補佐

どうもありがとうございました。

それでは岡田会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 岡田会長

はい、これから私が議事を進めてまいります。

では、議事3「広島地方最低賃金審議会会議公開要綱」の改正についてです。事務局から説明をお願いします。

#### 檀上室長

はい、それでは着座して説明させていただきます。資料No.5の9ページになりますけども「広島地方最低賃金審議会会議公開要綱」を御覧ください。これは、審議会の公開について定めたものです。ここで、事務局で作成しました改正案、新旧対照表をお配りしたいと存じますが、よろしいでしょうか会長。

#### 岡田会長

よろしくをお願いします。

（改正案配付）

#### 檀上室長

今回の改正は、第4条の「傍聴者は、原則として5名以内とする。」と定められておりますところの改正を主としまして、その他表現方法の修正です。

新旧対照表を御覧ください。第4条のうち、現行は「原則として5名以内とする。」という箇所を改定案としまして、傍聴者は「若干名とする。」と改正させていただきたいと考えております。

改正の理由としましては、審議会についてなるべく多くの方に傍聴し

ていただきたいと考え、5名という人数制限を撤廃するという主旨となりますが、その反面、やはり会場によっては、希望者全員を収容できないということもあるので、あまり広くない会場に多数の希望者があるような場合には抽選とさせていただく、という主旨で、「希望者が多数の場合は、会場の収容人数等を考慮し、抽選とすることがある。」という第2項を入れさせていただきたいということとなります。

改正の御審議をお願いいたします。

### 岡田会長

はい、ありがとうございました。ただいま提案がありました。大きな点は公開の傍聴人の人数です。いままで5名ということでしたけども、できるだけ傍聴人に入っていただきたいと考えている、という主旨です。

若干名という言い方は、表現として難しいのですが、制限している、人数を少なくしているというイメージではなくて、今日も6名希望者がおられましたが、今の段階では5名という具体的な数字を出しているのもう一人くらい、いいのではないかという気がします、それがいまは難しい。ですから若干名という言葉に変更し、その心は、できるだけ傍聴人に入っていただきたいと考えております。ただ、御存知のようにこの建物は合同庁舎です。合同庁舎の会議場は色んな部局が色んな会議に使っているという状況です。いつも、このような広い部屋が押さえられるかどうかはかなり微妙な問題で、もちろん事務局には調整いただくのですが、難しい場合は小さな部屋になってしまう場合もありますので、その時には、抽選ということになると考えおります。

よろしいですかね。そういう意図でございます。

ただいま事務局から提案ありましたが、公開要綱の改正につきまして、御審議をお願いしたいと思います。今の事務局の説明について御意見等がありましたらお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

労側の方から、御意見ございませんでしょうか。

### 橋本委員

意見等ございません。

### 岡田会長

使側いかがでしょうか。

**中野委員**

結構です。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。他に意見はございませんでしょうか。

(発言なし)

**岡田会長**

はい、それでは意見ないようですので、ただいま労使各委員の御意見を伺った結果、広島地方最低賃金審議会会議公開要綱改正の件につきましては、各委員の御了承が得られたということで、理解させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。それでは、これから改正された公開要綱に基づきまして、運営することになりますので、各委員各位におかれましては、この点を御承知おきいただきたいと思います。

それでは、議事4「広島県最低賃金の改正決定にかかる諮問について」です。

ではよろしくお願いいたします。

**檀上室長**

最低賃金法では、地域別最低賃金の改正については、「都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と規定されております。本日諮問文を用意しておりますので、釜石から岡田会長に手交させていただきます。

**釜石労働局長**

広労発基 0628 第1号令和6年6月28日

広島地方最低賃金審議会会長 岡田行正殿

広島労働局長 釜石英雄



広島県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく広島県最低賃金（昭和 55 年広島労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）及び経済財政運営と改革の基本方針 2024（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。

#### 檀上室長

それでは、諮問文の写しを全委員、傍聴者の方に、配付お願いします。

#### 岡田会長

ただいま、広島県最低賃金の改正決定について、釜石局長から諮問を受けました。次に、諮問理由について、事務局から説明をお願いします。

#### 檀上室長

はい、令和 6 年度における広島県最低賃金改正決定に係る諮問理由について御説明申し上げます。最低賃金法第 9 条第 2 項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」と規定されており、同条第 3 項において、「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」とされています。

このようなことから、お配りしております別冊資料、1 としまして生計費・消費者物価指数関係、2 としまして、賃金関係、3 としまして、通常の事業の賃金支払能力関係、4 としまして、雇用情勢関係、5 としまして、地域情勢関係、6 としまして、賃金引上げ関係といったように、項目ごとにそれに関連すると思われる資料を集めて掲載しております。

まず、「生計費・消費者物価指数関係」の資料の説明をさせていただきます。

1 ページ、別冊資料ナンバー 1 の 1 ですが「標準生計費」を御覧ください。

単身労働者の毎年 4 月の標準生計費の推移を掲載しております。

広島市の標準生計費は、令和 2 年から令和 4 年まで全国を下回っていましたが、令和 5 年は全国を上回っております。

続きまして、2 ページの「消費者物価指数（総合）」を御覧ください。

消費者物価指数は、令和 5 年は、全国、広島市で前年から 3.3% 増加、福山市で 2.9% 増加しています。令和 6 年に入ってから、3 月は、広島市は対前年同月比 2.2% 増、福山市は対前年同月比 2.4% 増となっております。

次に、「賃金関係の資料」の説明に入ります。

3 ページの「常用雇用・所定外労働時間・賃金指数」を御覧ください。

この資料は、企業規模 5 人以上を対象とし、令和 2 年を 100 としています。

令和 5 年の常用雇用指数は、令和 4 年より増加しております。その一方、所定外労働時間及び賃金は減少しています。

続きまして、4 ページの「性別賃金、対前年増減率の推移（産業計、企業規模計）」を御覧ください。

この資料は、厚生労働省が毎年 7 月に実施している「賃金構造基本統計調査」によっています。調査対象は 6 月分給与となります。

企業規模 10 名以上の男女別の所定内給与額の推移を示しており、広島県を見ますと、令和 5 年は、男女計及び女性の賃金額は前年より増加していますが、男性の賃金額は減少しています。

続きまして、5 ページの「短時間労働者（女性）の所定内給与額の推移」を御覧ください。

この資料も、賃金構造基本統計調査によるもので、企業規模 5 人から 9 人の短時間女性労働者の所定内給与額の統計です。

広島県の「1 時間当たり賃金」を見ると、令和 5 年は、製造業及び卸売業・小売業は前年より増加していますが、産業計、宿泊業・飲食サービス業及びサービス業は前年より減少しています。

続きまして、6 ページからは、「毎月勤労統計調査」による賃金額の推移を掲載しています。事業所規模 5 人以上と 30 人以上に分けて、現金給与総額（特別給与額あり）及び定期給与額（特別給与なし）を業種ごとに示しています。

令和 5 年は、広島県の「調査産業計」を見ていただくと、事業所規模 5 人以上は、6 ページの「現金給与総額」及び 8 ページの「定期給与額」とともに前年より減少しておりますが、事業所規模 30 人以上は、10 ページの「現金給与総額」及び 12 ページの「定期給与額」とともに前年より増加しております。その他、特徴的な業種を見ていきますと、製造業につ

いて説明させていただきたいのですが、6 ページ、8 ページ、10 ページ、12 ページの「製造業」及び7 ページ、9 ページ、11 ページ、13 ページの「7 生活関連サービス業、娯楽業」は全てにおいて前年より増加しております。それとは反対に、6 ページ、8 ページ、10 ページ、12 ページの「3 卸売業、小売業」及び7 ページ、9 ページ、11 ページ、13 ページの「5 建設業」は、全てにおいて前年より減少しています。

続きまして、14 ページの「新規学卒者の初任給の推移（産業計、企業規模 10 人以上）」を御覧ください。

この資料も、賃金構造基本統計調査によるもので、企業規模 10 人以上の事業場の新規学卒者の初任給の推移を示したものです。

広島県を見ますと、令和 5 年は、大卒女子以外で初任給は前年より増加しておりますが、特筆すべきこととして、高卒男子で、前年より大幅に増加しております。グラフを見ていただければ分かると思いますが、令和 5 年は過去にない上げ幅であることが確認できます。

15 ページの「春季賃金引上げ妥結状況（令和 6 年）」を御覧ください。

集計結果につきましては、まだ最終ではありませんので、あくまでも現状把握できている集計結果となります。

連合広島の集計結果では、従業員 300 人未満の企業では、4.58%の引上げで昨年を大きく上回っています。また、経団連の集計結果では、従業員 500 人未満の企業では、3.92%の引上げで、こちらも昨年を大きく上回っています。

続きまして、「通常の事業の支払能力関係」資料の説明に入ります。

37 ページの「広島県鉱工業業種別生産指数」を御覧ください。

広島県の鉱工業生産活動を、平成 27 年を 100 として指数化したものとなります。

令和 5 年、令和 6 年に入っても、総合では 100 を下回っています。業種別に見ると、電気機械工業は 100 を大幅に上回り、一方、造船部門は 100 を大幅に下回っていますが、令和 6 年 3 月は 100 を上回りました。

続きまして、38 ページの「企業倒産件数」を御覧ください。

過去 5 年間の企業倒産件数に加え、負債総額も併せて掲載されています。

令和 5 年は、令和 4 年より広島県の企業倒産件数は大幅に増加しております。件数は、令和元年と同数ですが負債総額は増えていることから、1 社の負債額が多くなっているものと思われます。

続きまして、39 ページの「自動車生産・乗用車新車販売台数」を御覧

ください。

自動車の生産台数は、回復傾向にあります。

自動車の生産台数回復に伴って、乗用車新車販売台数も回復傾向にあります。

続きまして、40 ページの「新設住宅着工戸数・公共工事請負金額」を御覧ください。

令和 5 年の広島県の公共工事請負金額は、前年を上回っています。

反対に、新設住宅着工戸数は、前年を下回っており、全国でも同様の状況となっております。

続きまして、41 ページの「大型小売店・百貨店販売額」を御覧ください。

広島県を見ますと、令和 5 年は、大型小売店は前年より売上が増加しておりますが、百貨店は前年より売上が減少しております。

42 ページの「業況判断 D.I. の推移」を御覧ください。

広島県においては、令和 2 年の景況感が最も悪かったのですが、その後、「景況感良い」のポイントが増加し、令和 4 年 7 月以降「景況感悪い」のポイントは見られません。

57 ページからが「広島県経済の動向」となります。

60 ページを御覧ください。広島県経済の動向（1）概要では、基調判断として、令和 6 年 3 月、4 月は、「緩やかな回復基調にある。」となっております。

63 ページの令和 6 年 3 月の「中小企業の動向」を御覧ください。

概況を抜粋しますと、「前月に引き続き、一部の業種では売上の増加傾向が見られるが、次月について上昇する見通しを立てている業種はなく、多くの事業者は先行きに不安を感じている様子が窺える。主な要因としては、依然として続く、原材料、燃料代、運賃や人件費などのコスト上昇に伴う収益性の悪化に加え、深刻な人手不足などが挙げられる。また、一部の業種では、円安、物流の 2024 年問題や、日銀の金融政策の変化による金利上昇等の影響に関する懸念の声も挙がっており、今後も動向を注視していく必要がある。」とされています。

次に、「雇用情勢関係」資料の説明に入ります。

68 ページの「有効・新規求人倍率」を御覧ください。

広島県の有効・新規求人倍率は、令和元年以降、常に全国を上回っています。

69 ページの「就職内定状況の推移（大学生等・高校生）（3 月末現在）」

を御覧ください。

広島県の大学生等の就職内定状況は、90%を超える内定率を維持しており、令和6年は96.5%に達し、平成31年3月卒と並び過去最高となっています。

高校生の就職内定状況は、大学生等と同様に90%を超える内定率を維持し、前年と同水準の98.8%になるとともに、令和6年3月末の有効求人倍率は4.9倍になっており、企業の高卒求人の需要が高いことが伺えます。

続きまして、70ページの「完全失業者数・失業率」を御覧ください。

完全失業率につきまして、広島県は、令和2年以降全国を下回っており、令和6年3月現在、全国を0.5ポイント下回っております。

71ページからは、広島労働局管内の「令和6年4月分の雇用情勢」に係るプレスリリースですが、配布させていただいている「令和6年5月分の雇用情勢」が最新のものとなります。

次に、「地域情勢関係」資料の説明に入ります。

通常の事業の賃金支払能力関係に重複する資料がいくつかありますので、詳細な説明は控えさせていただきますが、92ページの「全国、広島県労働力人口・転出超過の推移」を御覧ください。

広島県の労働力人口に大きな変化はありません。

転出超過につきましては、皆さま御存知かと思いますが、広島県の抱えている大きな問題となっています。

過去5年間の状況を見てみますと、コロナ禍の令和2年に大幅に減少したものの、令和3年から毎年約2,000人ずつ増加しております。

男女別で見ますと、令和4年まで女性が男性を上回っていましたが、令和5年は若干男性が女性を上回っています。

以上、今年度は昨年度より資料を増やしておりまして、詳細な説明ができなかった部分もございますが、資料から読み取れますように、本年度も各種の経済、賃金指標に変化が認められますため、広島県最低賃金改定について調査審議をいただく必要があると考え、最低賃金法第10条に基づき今回諮問させていただくこととした次第です。

また、6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に対しまして、最低賃金目安諮問がなされておりますので、今後の目安結果も踏まえて御審議いただきますようお願いいたします。

最後に、中小企業・小規模事業者に対する賃金引上げ支援策としては、資料No.6-1から6-3まで資料を掲載しておりますが、このうち、いく

つかの支援策については、次回の審議会において、中国経済産業局、広島労働局雇用環境・均等室から担当者を招いて、概要説明をさせていただく予定としております。

以上、諮問理由等について御説明させていただきました。

なお、今年度これまで、広島労働局長宛てに、2つの組織から最低賃金改正等に係る要請及び声明がなされておりますことを御報告いたします。

その要請文及び声明文の写しを資料として、本体資料No.9-1から9-2まで掲載しております。

事務局からは以上です。

### 岡田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの諮問理由の説明について、何か御質問はございますか。

(質疑応答)

### 岡田会長

では次に、専門部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

### 檀上室長

はい、先ほど釜石から本年度の広島県最低賃金改正決定について、諮問させていただきました。

最低賃金法第25条第2項に「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定していますので、広島県最低賃金専門部会の設置が必要となります。

また、同条第3項では、「専門部会は、政令(最低賃金審議会令第6条)で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員、各同数をもって組織する。」となっております。委員の任命に当たっては、令第3条1項の規定により、相当の期間を定めて候補者の推薦を求めなければならないこととなっておりますので、労使委員の推薦公示につきましては、事務局で行わせていただきます。

推薦の期限については、例年どおり、2週間の公示期間としますので、

7月12日までとする予定です。

なお、公益代表委員候補につきましては、推薦公示の必要はありませんので、公益代表委員会議で、岡田委員、酒井委員、村上委員の3名が選出されておりますことを御報告させていただきます。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。

次に、改正決定の諮問に係る意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

**檀上室長**

最低賃金法第25条第5項によれば、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」とされており、その聴取方法については、「一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示することによる。」こととされていますので、事務局で、本日の審議会終了後、直ちに意見聴取に係る公示を行うこととし、その期間については概ね3週間程度必要とされていることから、7月18日までを予定しております。

**岡田会長**

専門部会設置に係る労使委員の推薦公示並びに諮問に関する意見聴取の公示の件について、何か御質問等はございますか。

(質問なし)

**岡田会長**

では、次に議事4「小委員会の運営について」です。事務局から説明をお願いします。

**檀上室長**

小委員会につきましては、資料No.2、通し番号2ページの「広島地方最低賃金審議会運営規程」の第3条に「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、

委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされており、これを受けて、資料No.4、通し番号7ページ「広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程」の第1条に「地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会及び専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会を設置するものとする。」と規定されています。これら小委員会については、例年、あらかじめ設置し、必要の都度開催させていただくこととさせていただいていますので、本年度も、運営小委員会、検討小委員会の設置をお願いいたします。なお、委員の選任につきましては、小委員会運営規程第2条に各側の推薦に基づいて会長が指名することとなっております。

まず、公益代表委員については、公益代表委員会議において、運営小委員会は、岡田会長、酒井会長代理、村上委員の3名で、座長に酒井会長代理、検討小委員会は、岡田会長、酒井会長代理の2名で、座長は同じく酒井会長代理ということで御選出いただいております。

労・使代表委員におかれましては、この場で委員2名の御推薦をいただき、会長から指名していただければと考えております。

会長、お願いいたします。

#### **岡田会長**

はい、ありがとうございました。

ではまず労側はいかがでしょう。

#### **橋本委員**

はい、労側からは、佐崎委員と、わたくし橋本でお願いします。

#### **岡田会長**

はい、わかりました。労側からは橋本委員と佐崎委員。

使側はいかがでしょう。

#### **中野委員**

使側は、両小委員会とも、長谷川委員とわたくし中野が担当させていただきます。



## 岡田会長

使側の委員は、中野委員と長谷川委員。

運営小委員会については、

公益代表委員が、岡田、酒井委員、村上委員

労働者側代表委員については、橋本委員、佐崎委員

使用者側代表委員については、中野委員、長谷川委員

検討小委員会については

公益代表委員が、わたしと、酒井委員

労働者側代表委員が、橋本委員、佐崎委員

使用者側代表委員が、中野委員、長谷川委員

ということでお願いしたいと思います。

## 岡田会長

それでは次にいきます。議事の5「令和6年度の審議会の運営について」です。これは本年度の広島地方最低賃金審議会運営の原則を定めるものになります。

事務局から説明をお願いいたします。

## 檀上室長

資料No.6、11ページ「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について（案）」について御説明いたします。

例年、審議をスタートする際、基本方針として確認されてきた経緯もあり、本年度も御諮りをさせていただきます。

記の1、記の2において広島県最低賃金は10月1日発効、広島県特定（産業別）最低賃金は年内発効を目指すとしております。

記の4を御覧ください。最低賃金審議会令第6条5項の適用についてです。

お配りしております最低賃金決定要覧では、149ページに「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とあります。

しかし、資料No.6の別紙、12ページ記の1にありますように広島県最低賃金については、これを適用しないことを例年の基本方針としております。

専門部会の決議を審議会に報告し、改めて審議会でも再度決議をするというものです。

それでは、事務局より、本案を読み上げさせていただきます。

### 栗林指導官

広島地方最低賃金審議会、令和6年6月28日、令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について、令和6年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

1、広島県最低賃金については、10月1日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。

2、特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。

3、第1回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。

4、最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」によるものとする。以上です。

### 檀上室長

「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について（案）」の説明は以上でございます。本年度の取扱いについて、御審議いただきたいと思えます。

### 岡田会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの「令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営について（案）」についての説明がありましたが、御意見のある方は御発言をお願いします。いかがでしょうか。

### 中野委員

結構です。

### 岡田会長

それでは、令和6年度広島地方最低賃金審議会の運営については、本案のとおり進めるということにしたいと思います。

（異議なし）

それでは事務局は、（案）の字の削除をお願いします。  
続いて、議事 6 その他です。事務局からお願いします。

### 栗林指導官

事務局から 2 点ございます。

まず、1 点目は、「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」についてです。新たな審議事項ではなく、確認のために、御説明させていただきます。

資料№ 8 通し番号 14 ページ「地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について」を御覧ください。

議事録の作成に当たりましては、現在、本審と専門部会の議事録は、この事務連絡に基づき発言者名を付させていただいているところであり、本年度も引き続き、発言者名を付することとさせていただきたいと思えます。つきましては、議事録（案）を作成した後、発言委員に議事録（案）を送付して、発言内容の御確認等を行っていただき、作成に遺漏なきを期することと致します。

議事録が完成いたしましたら、広島労働局のホームページへ掲載いたしますので、御確認をお願いいたします。

なお、議事録・資料が非公開とされましても、情報公開法に基づく開示請求があった場合には、公開の対象となります。

以上です。

### 岡田会長

ただいまの説明について、意見等はございますでしょうか。

（意見なし）

では、事務局から 2 点目の説明をお願いします。

### 檀上室長

次回の審議日程について、御説明をさせていただきます。

本年度の審議会の開催スケジュールと最低賃金発効日についてです。

本年度も 10 月 1 日発効を目標とすることで先ほど御確認いただいたところですが、10 月 1 日を発効とするためには、官報公示等の手続きの関係上、8 月 5 日までに答申をいただく必要がございます。

本年度、中央最低賃金審議会の目安額答申は、7月下旬頃に出されることが予想されます。目安答申が出されました後、審議会を開催して目安伝達を行い、専門部会を立ち上げて審議を行い、審議会で答申をいただくことになります。

事務局としては、あらかじめ委員の皆さまに調整をさせていただきましたとおり、次回第554回審議会開催を7月30日（火曜日）午後2時からとさせていただきます。

開催の御案内は後日お送りいたしますが、会場は3号館1階15号会議室を予定しております。

**岡田会長**

はい、ありがとうございました。

次回、第554回審議会は、7月30日火曜日午後2時から開会ということです。

事前に調整済みということですので、各委員は御確認願います。

では、事務局は準備をお願いします。

**檀上室長**

かしこまりました。

**岡田会長**

そのほか、全体を通して、何か御質問等ございますか。

（質疑応答）

**岡田会長**

それでは、次回の第554回審議会は、目安額の伝達、中小企業の賃金引上げ支援策説明及び公示に際して申出にあった意見等について審議する予定ですので、広島地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開といたします。

事務局は、準備をお願いします。

**檀上室長**

かしこまりました。

岡田会長

それでは、これをもちまして、第 553 回広島地方最低賃金審議会を閉会といたします。